

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成 28年 11月 1日～平成 31年 10月 31日までの 3年間

2.内容

目標1：平成 29年 3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる育児
休暇制度を導入する。

<対策>

- 平成 28年 11月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成 29年度～ 制度の導入、管理職研修および社内回覧などによる
社員への周知

目標2：平成 31年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり
平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成 29年 3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 29年 9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成 30年 1月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成 30年 2月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめ
などによる取得促進のための取組開始